

介護保険について

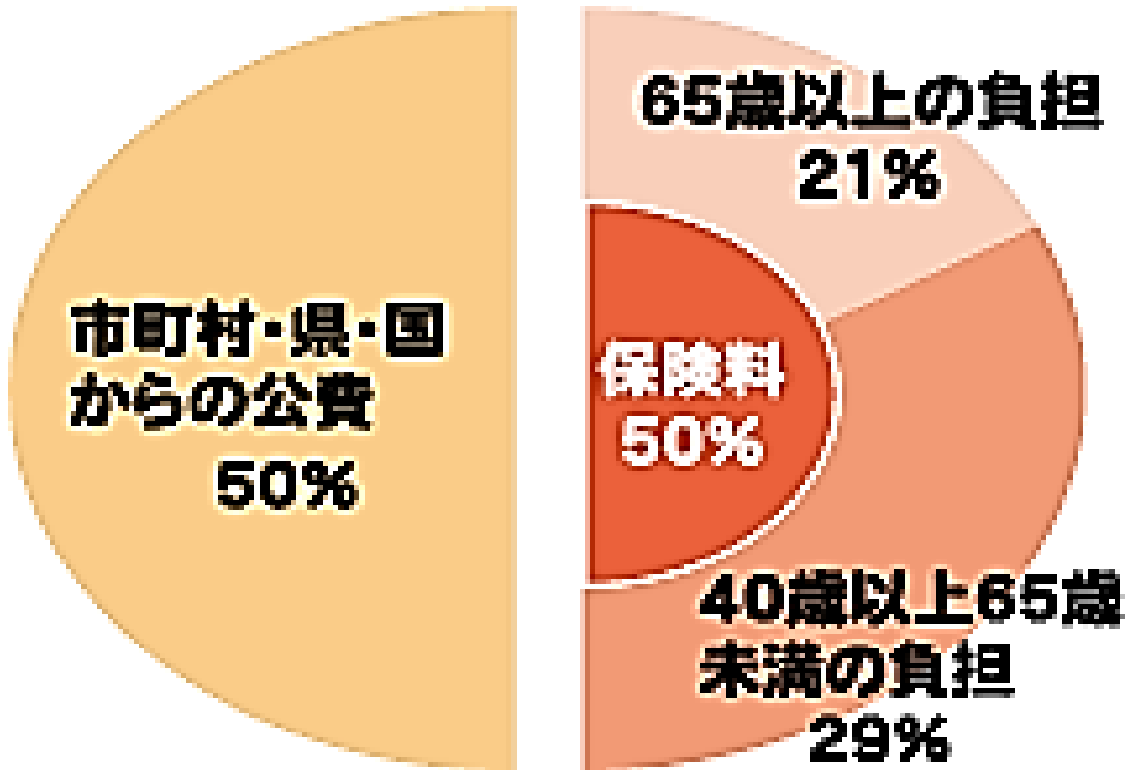
～ 役割と利用術 ～

そもそも介護保険制度とは

- 介護が必要となっても、自立した生活が送れるよう支援する
- 家族の介護の負担を軽減し、介護を社会全体で支える
- 必要なサービスを自由に選んで利用できる
- 医療や福祉の介護サービスを総合的に利用できる

以上のことが目的として成立！！

費用はどこから・・・？



- 第1号被保険者→65歳以上の方
保険料は年金天引きもしくは個別納付
- 第2号被保険者→40歳以上65歳未満の方
協会健保や国民健康保険を通じて納付

皆さんの税金と
介護保険の保険料から

やりくりしています！

ということは何？

今後の予測！！

保険料上がってます！！

負担割合もあがってます！！

国は社会保障費用を抑えようとしています！！

じゃあ今後の必要とする人はどうなっていくの？？？

サービスを利用できる方とは??

●第1号被保険者→65歳以上の方●

原因を問わず介護や支援が必要になった場合に認定を受けサービスを利用することができます

●第2号被保険者→40歳以上65歳未満の方●

加齢が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要となった場合に認定を受けサービスを利用することができます

例：脳血管疾患、パーキンソン病、関節リウマチ等(16疾病)

ですが！！

必ず申請を行うことが必要です！！

特定疾患（16疾病）

- がん【がん末期】
（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
【パーキンソン病関連疾患】
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

申請の流れ(1)

申請

- 介護保険証(2号被保険者の方は医療保険証)を持参し住所地の市町村窓口にて申請を行います(申請書は窓口にあります)



訪問調査

- 役所の職員や市区町村より委託を受けた事業所の介護支援専門員などが自宅などを訪問し心身の状況などについて調査を行います(入院中の場合は病院にて調査)

主治医 意見書

- 市区町村より本人の主治医に依頼して心身の状況についての意見書を作成してもらいます

介護認定 審査会

- 訪問調査の結果をコンピューターで分析(一次判定)その結果と主治医意見書を併せて介護の必要性や要介護度などの審査・判定を行います

申請の流れ(2)

要介護・支援
の認定

- 審査会の判定に基づいて「要支援1・2」「要介護1～5」に認定しその結果を郵送で通知。対象とならなければ「非該当」の通知

※申請～認定通知まで約1か月程度かかります

ケアプラン
作成

- 要支援1・2の方はお住いの地域の「地域包括支援センター」に、要介護1～5の方は「居宅介護支援事業所」のケアマネージャーに依頼し本人の状況にあったケアプランを作成してもらいます

サービス
利用

- ケアプランに基づき、サービス利用を開始します



介護保険 費用について

- 介護サービスを利用した場合、原則サービスにかかった費用の1割（2割）を負担します。
- 但し、要介護区分により決まっている上限額(支給限度額)を超えてサービスを受ける場合、超えた分は全額自己負担になります。

在宅サービスの支給限度額(月)			
要介護 状態区分	支給限度額	福祉用具 購入費	住宅 改修費
要支援1	49,700円	1年間で 10万円 (4月1日から 翌年3月31日 まで)	同一住宅 につき 20万円
要支援2	104,000円		
要介護1	165,800円		
要介護2	194,800円		
要介護3	267,500円		
要介護4	306,000円		
要介護5	358,300円		

サービス費用・・・??

サービス+レンタル用品



在宅サービスの支給限度額(月)	
要介護 状態区分	支給限度額
要支援1	49,700円
要支援2	104,000円
要介護1	165,800円
要介護2	194,800円
要介護3	267,500円
要介護4	306,000円
要介護5	358,300円

福祉用具
購入費



1年間で
10万円
(4月1日から
翌年3月31日
まで)

住宅改修費



同一住宅
につき
20万円

利用できるサービスを主に分けると・・・

- 居宅介護サービス（環境調整を含む）
- 地域密着型サービス
- 施設サービス

利用できるサービス(居宅サービス)

訪問介護 (ホームヘルプ)

- ・ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理・洗濯などの生活援助を行います

訪問入浴介護

- ・介護職員と看護師が家庭を訪問し浴槽を提供して入浴介護を行います

訪問 リハビリテーション

- ・医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問しリハビリテーションを行います

訪問看護

- ・医師の指示に基づき看護師が家庭を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います

利用できるサービス(居宅サービス)

居宅療養管理指導

- ・ 医師・歯科医師・看護師、薬剤師、管理栄養士などが家庭を訪問し療養上の管理や指導を行います

通所介護 (デイサービス)

- ・ デイサービスセンターなどで入浴・食事などの日常生活上の支援や生活機能の維持・改善のための支援を行います

通所リハビリテーション (デイケア)

- ・ 老人保健施設や医療機関などで食事・入浴などの日常生活上の支援やリハビリテーションを行います

ショートステイ

- ・ 福祉施設や医療施設に短期間入所して日常生活上の支援や訓練を受けることができます

利用できるサービス(環境調整)

福祉用具貸与

- ・ 日常生活の自立を支えるための福祉用具が貸与されます
例：車いす、電動ベッド、歩行器など ※介護度によって貸与可能な品目が変わります

福祉用具購入

- ・ 入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した場合、その費用の9割が申請により支給されます(年度毎に10万円まで)

住宅改修費支給

- ・ 住宅での生活支援に向け手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした場合費用の9割が事前申請により支給されます(原則20万円まで)



福祉用具貸与

- ☆ 車いす
- ☆ 車いす付属品
- ☆ 特殊寝台（介護ベット）
- ☆ 特殊寝台付属品（ベット柵、オーバーテーブルなど）
- ☆ 床ずれ防止用具（ベットマットなど）
- ☆ 体位変換器
- ☆ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）
- ☆ 自動排泄処理装置
 - 手すり（取付けに際し工事を伴わないもの）
 - スロープ（取付けに際し工事を伴わないもの）
 - 歩行器
 - 歩行補助つえ（ロフトランド、4点杖など）
 - 認知症老人徘徊感知機器
- ☆ →介護度によって借りられない場合があります



福祉用具購入

- 腰掛便座（ポータブルトイレ、補高便座など）
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 入浴補助用具（シャワーチェア、バスボード、浴槽台など）
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分

介護保険対象外の福祉用具

- シルバーカー
- 一本杖
- 車椅子用ベルト
- 浴室すべり止めマット
- オムツ（市町村ごとに助成がありま
- 尿器
- レンタル対象品を購入する場合
（例：車いす、介護ベット購入など）



住宅改修

- 例)
 - 手すりの取り付け
 - 段差の解消
 - 和式便器から洋式便器への取替え、便器の位置・向きの変更
 - 床をすべりにくくする工事
 - 扉を引き戸などへ交換したり、ドアノブを開けやすいものに交換

住宅改修を行うには事前の市役所への申請が必要です

住宅改修については、現在お住まいの住宅に対して合計20万円（工事の回数は問いません）を上限として支給されます。引っ越した場合や著しく介護度が上がった場合は再度給付が受けられる場合があります。

利用できるサービス(地域密着型)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・要介護の認定を受けた人が、日中・夜間を通じて、定期巡回と随時対応による訪問介護・訪問看護を受けられます

夜間対応型訪問介護

- ・要介護の認定を受けた人が、定期巡回または通報により夜間専用の訪問介護を受けられます

小規模多機能型居宅介護

- ・利用者は、「通い」を中心に、「訪問」や「宿泊」などを柔軟に組み合わせて利用できます。利用に当たっては、事業所が利用者の状態や希望に応じてケアプランを作成します

※地域密着型は提供している事業所のある市区町村にお住まいの方が利用できるサービスです。上記サービス以外にも居宅・施設サービスがあります。

利用できるサービス(施設)

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

- ・ 常時介護が必要な方で居宅での生活が困難な方が入所し日常生活上の介助や支援が受けられます

介護老人保健施設

- ・ 状態が安定している方が在宅復帰を目標とし入所される施設。リハビリテーションに加え日常生活上の介助や支援が受けられます

介護療養型医療施設

- ・ 急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人に医学的管理に基づき、看護、介護、リハビリテーション等を短期間行う施設(病院)です

有料老人ホーム サービス付き高齢者住宅

- ・ 入居されている高齢者に対し食事、入浴、排泄などの日常生活上の支援や介護を受けられます(施設により様々な特徴があります)

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

- ・ 認知症の人が5~9人で共同生活をしながら入浴、食事などの介護や支援を受けるサービスです

介護保険以外のサービス

- 身体障害者手帳の認定を受けサービスを利用
- 市区町村が独自で行っている地域支援事業
- 配食サービス
- 自費サービス（家事代行など）